

小金井市自殺対策計画策定に当たって

●計画策定の趣旨

我が国の自殺者数は平成 10 年以降、14 年連続して3万人を超える状態が続いていましたが、平成 24 年には3万人を下回りました。自殺者数は年々減少傾向にありますが、それでも平成 30 年の自殺者数は年間2万人を超えている状況です。

このように自殺者数が一定数減少している背景として、平成 18 年 10 月に「自殺対策基本法」が制定され、それまで「個人的な問題」とされてきた自殺が「社会的な問題」と捉えなおされ、社会全体で自殺対策を推進してきたことが挙げられます。そして、平成 28 年3月には、自殺対策を更に強化するため「自殺対策基本法」が改正され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すとともに、すべての都道府県及び市町村において「地域自殺対策計画」を策定することとされました。さらに、政府が推進すべき自殺対策の指針である「自殺総合対策大綱」平成 24 年と平成 29 年の二度にわたって見直しが行われ、平成 29 年の見直しでは、「自殺死亡率を先進諸国の現在の水準まで減少することを目指し、平成 38 年までに平成 27 年比 30%以上減少させることを目標とする」ことなどが掲げられています。

また、東京都においては、多角的な観点から自殺対策の推進を図るため、平成 19 年7月に医療福祉関係団体や自殺防止活動を行う民間団体、有識者等からなる「自殺総合対策東京会議」を設置したほか、平成 21 年3月には「東京における自殺総合対策の基本的な取組方針」を策定するとともに、平成 25 年 11 月には更に効果的な自殺対策を推進するため、国の自殺総合対策大綱の見直しと都の自殺の現状を踏まえて、取組方針を改正しています。

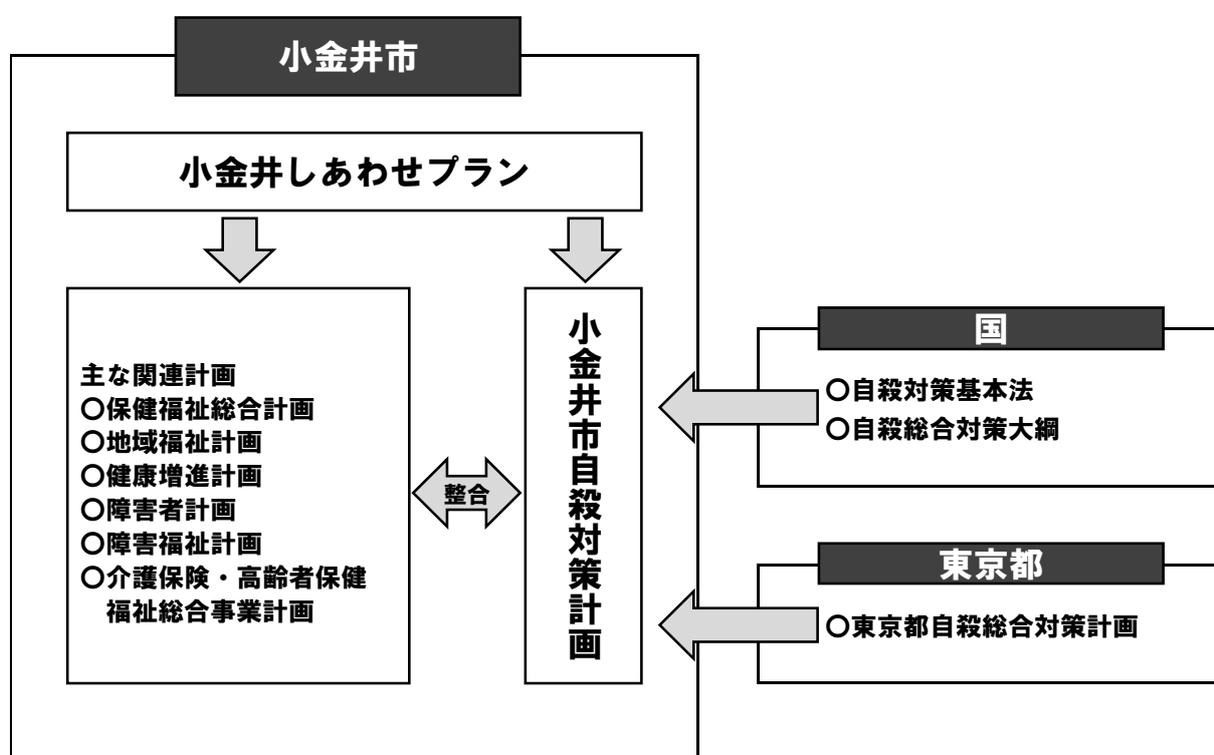
小金井市では、市民が心身の健康を保てるように、休養に関する情報提供の充実やこころの健康についての知識の普及啓発に努めてきたところです。そして、上述した国や東京都の取組も踏まえて、自殺対策を総合的に推進するためにも本計画を策定し、「誰も自殺に追い込まれることのない小金井市の実現」を目指します。

●計画の位置付け

本計画は、自殺対策基本法第 13 条第2項の規定により、小金井市における地域の実情を勘案して定める自殺対策を推進するための計画であるとともに、国の「自殺総合対策大綱」及び東京都の「東京都自殺総合対策計画」に対応するものです。

また、小金井市の上位計画である「小金井しあわせプラン」や、関連計画である「小金井市保健福祉総合計画」等との整合性を図るものとします。

図表 計画の位置付け



●計画の期間

本計画は、本市の保健福祉施策を総合的に推進するための計画である「保健福祉総合計画」の計画期間との整合を図っていくため、令和2年度を初年度として、令和5年度までの4年間を計画期間とします。また、国・東京都の動向、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

図表 計画の期間

計画名	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小金井しあわせプラン 基本構想・基本計画		第4次後期	←	第5次前期	→
保健福祉総合計画		第2期			
地域福祉計画		→			
健康増進計画		第2次			
障害者計画		→			
障害福祉計画		第5期	←	第6期	→
介護保険・高齢者 保健福祉総合事業計画		第7期	←	第8期	→
自殺対策計画		← 本計画の期間 →			

●計画の数値目標

「自殺総合対策大綱」において国が掲げる数値目標、「東京都自殺総合対策計画」において東京都が掲げる数値目標と整合性を図り、小金井市においても令和8年までに、自殺死亡者を平成27年と比較して30%以上減少させることを目標とします。

図表 計画の数値目標

